

「公の施設」の指定管理者を指定しました

市では、平成 18 年 4 月から、公の施設を適正に管理しながら、民間企業などのノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図るため、指定管理者制度を導入しています。

今回、指定管理者制度を導入している全施設の指定期間が平成 22 年 3 月 31 日で満了することから、平成 21 年第 4 回定例市議会での議決を得て、以下のとおり指定管理者を指定しました。今後もより多くの方々に利用していただけるよう、指定管理者と協力しながら、さらなるサービスの向上に努めてまいります。

施設名	指定管理者	指定期間
高年生きがいサロン1号館	社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
高年生きがいサロン2号館	社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
高年生きがいサロン3号館	社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
高年生きがいサロン5号館	社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
高年生きがいサロン6号館	社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
羽曳が丘コミュニティセンター	財団法人羽曳野市施設管理公社	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
丹比コミュニティセンター	財団法人羽曳野市施設管理公社	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
東部コミュニティセンター	財団法人羽曳野市施設管理公社	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
古市集会所	財団法人羽曳野市施設管理公社	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
市民会館		
市民体育館	財団法人羽曳野市施設管理公社	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
グレープヒルスポーツ公園		
テニスコート (駒ヶ谷・市民体育館屋外)		
市民プール		
総合スポーツセンター	財団法人羽曳野市施設管理公社	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
生活文化情報センター	株式会社みのりの里	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
向野共同浴場	向野町会	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
南食ミートセンター	南大阪食肉卸商業協同組合	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

■問い合わせ 総務部行財政改革推進室 (内線 3580)

高年介護課からのお知らせ

65 歳以上の方の介護保険料 (仮算定) について

65 歳以上の方 (第 1 号被保険者) の平成 22 年度の介護保険料額は、保険料の額の算定基礎となる平成 22 年度住民税の課税・非課税の別や合計所得金額が確定するまでは、仮算定保険料として次のように取り扱います。

平成 22 年度の一年間の保険料の決定と納付方法 (特別徴収及び普通徴収) については、7 月上旬にご案内します。

納付書や口座振替 (普通徴収) で納めている方

一年間の保険料を決定するまでの平成 22 年 4～6 月の保険料は、[仮算定保険料] として、平成 21 年度の所得段階区分により算定した保険料の 1 カ月分を 3 回納めていただく納入通知書を 4 月上旬に送付します。

7 月以降の保険料は、平成 22 年度の保険料を決定した上で、年間保険料額から仮算定保険料を差し引いた金額を 9 回割りした額をご案内します。

年金天引き (特別徴収) で納めている方

平成 22 年 4 月・6 月・8 月の年金から特別徴収する額は、平成 22 年 2 月に特別徴収した額と同額を [仮徴収] とし

て天引きします。年度当初の平成 22 年 4 月に仮徴収額のご案内はしませんのでご了承ください。

平成 22 年 10 月、12 月および平成 23 年 2 月の各月から特別徴収する額は、平成 22 年 7 月に決定する年間保険料から仮徴収合計額を差し引いた額を 3 回割りした額 (100 円未満の端数金額は 10 月で調整) となります。

*平成 21 年度保険料の仮算定額 (4 月・6 月・8 月) と本算定額 (10 月・12 月・2 月) の天引き額とに大幅な差がある場合は保険料の平準化を図るため平成 22 年度の 6 月分、8 月分について調整する場合があります。調整する場合にはあらためてご案内します。

年金天引き (特別徴収) の開始月について

年金天引きによる特別徴収の開始月については、4 月・6 月・8 月・10 月の 4 回となります。対象となる方には、開始月前にお知らせします。

65 歳になられたり転入等により、新たに羽曳野市の介護保険の資格を得られた方は、その月から 6 カ月以降の上記開始月から天引きが始まります。

(高年介護課 内線 1370)

※生活機能評価 (介護予防のための健診) が始まります!

生活機能評価とは 65 歳以上の方が要支援または要介護状態にならないように、筋力低下や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診です。羽曳野市国民健康保険や後期高齢者医療制度および社会保険等に加入している 65 歳以上の方 (羽曳野市介護保険第 1 号被保険者) で、要支援および要介護認定を受けていない方は、特定健診等と

あわせて生活機能評価が受診できます。生活機能評価は 5 月 10 日より開始します。原則、各保険者による特定健診等と同時に受診となりますので、希望される方は下記実施期間に受診することをおすすめします。

(※要支援および要介護認定を受けている方は生活機能評価を受診できません)

実施期間：平成 22 年 5 月 10 日～平成 23 年 3 月 31 日
実施医療機関：特定健診を実施している羽曳野市医療機関
および藤井寺市医療機関
(医療機関名は来月広報をご参照ください。)

※受診される際は必ず羽曳野市介護保険被保険者証
を持参してください。

問い合わせ 高年介護課地域包括支援室 内 1360・1391